

第 2 4 期、第 2 5 期決算公告の一部訂正について

株式会社 正栄プロジェクト

第 2 4 期、第 2 5 期決算公告の記載内容に一部誤りがございましたので、以下のとおり訂正いたします。

1 第 2 4 期決算公告(平成 26 年 12 月 31 日)

個別注記表（金融商品に関する注記）にかかる記載内容

（訂正箇所は___を付して表示しております）

訂 正 前		訂 正 後	
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品		2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品	
区 分	貸借対照表計上額 (千円)	区 分	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 投資有価証券 非上場株式 (※1)	202,738	(1) 投資有価証券 非上場株式 (※1)	202,738
(2) 敷金・保証金 (※2)	1,932,831	(2) 敷金・保証金 (※2)	1,932,831
(3) 短期借入金 (※3)	883,400	(3) 短期借入金	883,400
(4) 一年内返済予定長期借入金 (※3)	1,257,493	(4) 一年内返済予定長期借入金	1,257,493
(5) 長期借入金 (※3)	2,594,055	(5) 長期借入金	2,594,055
(6) 長期未払金 (※3)	583,754	(6) 長期未払金	583,754
<p>(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券には含めておりません。</p> <p>(※2) 償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の開示は行っておりません。</p> <p>(※3) <u>金融機関からの借入及びリース会社からの割賦債務については、返済がリスケジュールされております。このため将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められることから、時価の開示は行っておりません。</u></p>		<p>(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券には含めておりません。</p> <p>(※2) 償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の開示は行っておりません。</p>	

2 第25期決算公告(平成27年12月31日)

個別注記表(金融商品に関する注記)にかかる記載内容

訂正前		訂正後	
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品		2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品	
区 分	貸借対照表計上額 (千円)	区 分	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 投資有価証券 非上場株式 (※1)	202,738	(1) 投資有価証券 非上場株式 (※1)	202,738
(2) 敷金・保証金 (※2)	2,568,507	(2) 敷金・保証金 (※2)	2,568,507
(3) 短期借入金 (※3)	1,777,883	(3) 短期借入金	1,777,883
(4) 一年内返済予定長期借入金(※3)	412,689	(4) 一年内返済予定長期借入金	412,689
(5) 長期借入金 (※3)	4,899,526	(5) 長期借入金	4,899,526
(6) 長期未払金 (※3)	68,532	(6) 長期未払金	68,532
<p>(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券には含まれておりません。</p> <p>(※2) 償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の開示は行っておりません。</p> <p><u>(※3) 金融機関からの借入及びリース会社からの割賦債務については、返済がリスケジュールされております。このため将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められることから、時価の開示は行っておりません。</u></p>		<p>(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券には含まれておりません。</p> <p>(※2) 償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の開示は行っておりません。</p>	